

三芳町地球温暖化対策実行計画

～地球温暖化防止のための三芳町職員率先行動計画～

平成22年度～平成26年度

平成22年3月

埼玉県三芳町

目 次

第1章 基本事項	
1. 計画の背景	1
2. 計画目的	3
3. 基準年度・計画期間・目標年度	3
4. 対象範囲	3
5. 対象とする温室効果ガス	4
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	5
2. 要因別の排出状況	5
3. 削減目標	6
第3章 具体的な取組み	
1. 施設整備の改善等	6
2. 物品購入等	7
3. その他の取組み	7
第4章 推進・点検体制	
1. 推進体制	8
2. 点検体制	8
3. 進捗状況の公表	8
資 料	
平成20年度 年間エネルギー使用量集計表	9

第1章 基本事項

1. 計画の背景

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象である。

急激な気温上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸地の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水質源への影響、⑤マラリヤなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活への甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されている。

(2) 国際的な動きと我が国の取組み

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効した。

また、これを受けて締約国会議が第1回のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められた。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択された。この中で我が国については、温室効果ガスの排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年レベルから6%削減することの目標が定められた。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されている。この法律では、地球温暖化対策への取組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民にそれぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による策定報告公表制度など、各主体の取組みを促進するための法的枠組みを整備するものとなっている。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組みについては、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が制定され、平成14年3月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められた。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた1990年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な方針が示されて、特に地方公共団体に期待される事項も

示された。

このように、増加傾向にある温室効果ガスの排出量をまず減少基調とさせ、その上で京都議定書の目標の達成、継続的な排出削減を図っていかなければならない。

参考

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

京都議定書目標達成計画（抄）

○目標

- ・ 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標と達成期限を掲げる。

○対象範囲

- ・ 地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの排出が大きな割合を占める場合がある。このため、こうした事業についても対象とする。
- ・ 特に、庁舎等の使用電力について、省CO₂化を図る。

○評価体制

- ・ 定期的実施状況の点検を行い、その結果を公表する。

点検結果の公表に当たっては、総排出量のみならず、取組み項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行うなどの評価を行い、これを併せて公表する。

2. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村が策定を義務付けられている。温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。三芳町の事務及び事業の実施に当たって、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成20年度とし、計画期間を平成22年度～平成26年度の5年間とする。

目標年度については、平成26年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化のより、必要に応じて見直しを行うものとする。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

4. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業も対象とする。また、公共施設利用者については、本実行計画の趣旨に沿った取組みを実践するよう協力を要請する。

なお、一般廃棄物（可燃ごみ）の焼却も、本来は温室効果ガス算定の対象となるが、ふじみ野市との広域で行っており、本町の公共施設で処理しているものではないことから、本計画では調査対象としない。ただし、ふじみ野市の温室効果ガス削減のため、ごみの減量化に努めるものとする。

（対象施設一覧）

施 設 名	施 設 名
役場庁舎	小学校（5校）
役場出張所（2か所）	中学校（3校）
保健センター	中央図書館
老人福祉センター・太陽の家	公民館（3か所）

精神障害者支援センター・みよし工房	総合体育館・総合運動場
保育所（3か所）・みどり学園	歴史民俗資料館
児童館（3か所）	文化会館
学童保育室（5か所）	浄水場
清掃工場	
各行政区集会所・防犯灯・道路照明灯・公園外灯は対象外とする。	

5. 対象とする温室効果ガス

本町実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素とする。

※6種類の温室効果ガス

種 類	主 な 発 生 源
二酸化炭素（CO ₂ ）	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、地球温暖化への影響が最も大きい。
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内醗酵などの農業部門から出るのが半分を占め、自動車の走行や、一般廃棄物の埋立や焼却からも発生する。
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の焼却に伴うものが半分以上を占め、自動車の走行によっても排出される。
HFC類(ハイドロフルオロカーボン類)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などに使用されている。
PFC類(パーフルオロカーボン類)	電子部品や半導体製品の洗浄に使用されている。
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に電気絶縁ガスとして使用されている。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、上記表6物質が温室効果ガスとして削減の対象となっています。しかし同法に基づく策定マニュアルでは「人口の少ない市町村（例えば、人口5万人以下の市町村などは（中略）二酸化炭素の排出量を

把握し、その他の温室効果ガスについてはできる範囲で把握する」とされており、本町はこの規模に該当することから、本計画では二酸化炭素のみとし、重点的な対策をとることとした。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

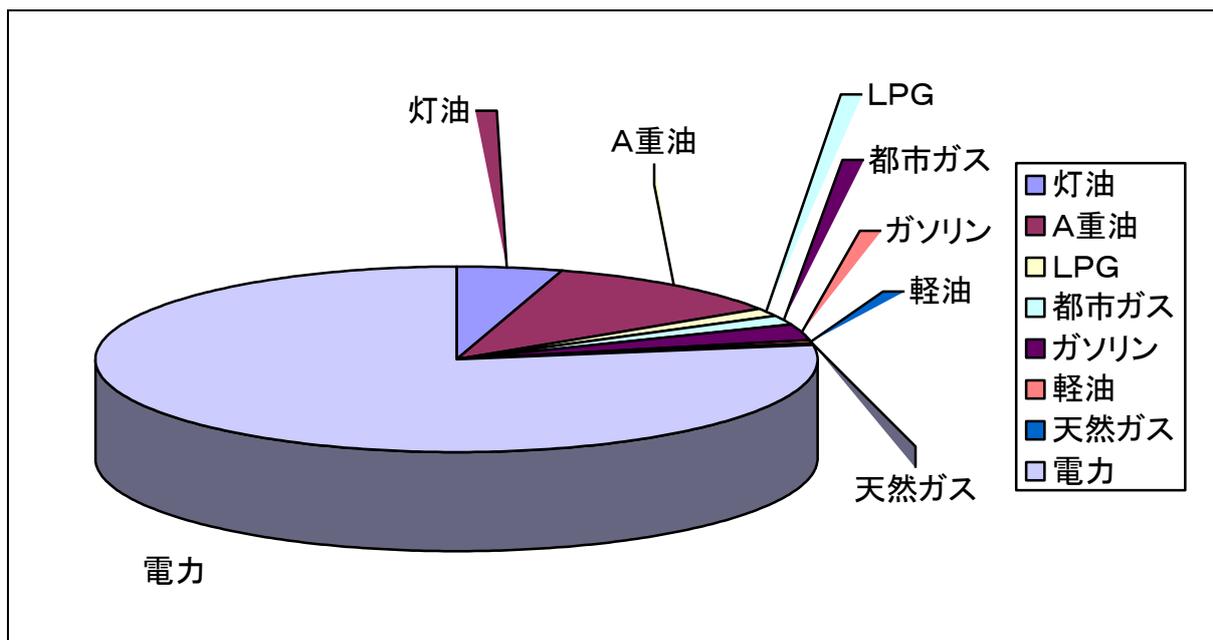
本町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は2,035.58t-CO₂である。

区 分	総排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素	2,035.58t-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成20年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電力の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の77.6%を占め、次いでA重油の使用が11.2%となっている。

		二酸化炭素排出量	割合
燃 料	灯油	93.96t-CO ₂	4.6%
	A重油	228.26t-CO ₂	11.2%
	LPG (液化石油ガス)	27.33t-CO ₂	1.3%
	都市ガス	36.29t-CO ₂	1.8%
自 動 車 燃 料	ガソリン	57.89t-CO ₂	2.9%
	軽油	10.85t-CO ₂	0.5%
	天然ガス	2.20t-CO ₂	0.1%
電 力		1,578.80t-CO ₂	77.6%
合 計		2,035.58t-CO ₂	100.0%



3. 削減目標

平成20年度を基準年度として、計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を、**6%**削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成20年度	削減 目標	目標年度排出量 平成26年度
二酸化炭素 (CO ₂)	2,035.58 t-CO ₂	6%	1,913.45 t-CO ₂

第3章 具体的な取組み

1. 施設設備の改善等

- 施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- 照明器具を取り替えるときにはLED式照明等の省エネルギー型の器具にする。
- 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入を図る。
- 公共施設の緑化を推進する。

2. 物品購入等

- 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをするときには、省エネタイプで環境負荷の少ないものの購入を図る。
- 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- 環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

3. その他の取組み

(1) 電気使用量の削減

- 効率的・効果的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- 施設の冷房は28度、暖房は20度に設定し、利用状況に応じた管理を行う。
- 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- トイレ、湯沸室等に利用者がいない場合は消灯する。
- 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切れていることを確認する。
- 週末は電気機器のコンセントからプラグを抜き待機電力等の削減に努める。
- OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

(2) 燃料使用量の削減

- 急発進・急加速はしないなどエコドライブに努める。
- 車輛を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- 公用車から離れるときは必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

(3) ゴミの減量、リサイクル

- 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- 使い捨て容器の購入は極力控える。

(4) 用紙類

- 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- パソコンで見られる情報はプリントアウトしないようにする。
- メールを活用し、FAX等の使用を控える。
- 再生紙の購入に努める。

(5) 水道

- 日常的に節水を心がける。
- 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

(6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- 職員向けに環境保全研修を行う。
- ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- 職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進を行う。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、行政事務会議をもって推進本部とする。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を環境主管課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

事務局は、推進担当者を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部において年1回の点検評価を行う。

3. 職員研修及び啓発

本計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが地球温暖化に対する認識を持つことが大切である。そのため、必要に応じて職員を対象とした研修会を開催する。

また、全庁的に「エコライフDAY」などに参加して、地球温暖化に対する啓発を図り、国・県などの情報を提供する。

4. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報及びホームページ等により公表する。